長野佑紀弁護士のＱ＆Ａ～介護施設の法律実務～

2019.8.14　CASE８

以下は、多くの介護施設が抱えている課題のうち、これまでの多くの書籍・文献などでは検討されてこなかった、または表面的にしか触れられてこなかった課題について、一般的な法律知識を提供するだけではなく、出来る限り踏み込んで検討し、1つの実践的な提案をお示しするものです。

なお、全国老施協では、法的訴訟になりそうなケースなどの法律相談をお受けする窓口「JSリーガルサポート」（御担当：長野佑紀弁護士）を設けており、原則として毎週水曜日の14:00-17:00に以下のお電話番号でお受付しています（※長野佑紀弁護士の所属事務所の電話番号と混同されないように御注意ください）。一会員施設につき同一案件を複数回お問い合わせする場合を除き、ご相談は無料(通話料はかかります)です。お気軽にご相談ください。

JSリーガルサポートの電話番号：

０３－５２１５－７７２５

CASE８：　【身元保証人等との契約締結にあたっての注意点や、改正民法による保証の新ルールへの対策について（後編）】

Ｑ　身元保証人との間で交わす契約書の文言や契約の手続方法を検討する場合、どのような点に注意しなければならないでしょうか。また、当介護施設では身元保証人に対して連帯保証人をお願いすることがありますが、2020年4月1日施行の改正民法では、保証について新しいルールが導入されたと聞いております。今回の保証についての民法改正を受け、当介護施設においても何らかの対策が必要になるのでしょうか。

Ａ　前編では、介護施設では、利用者との間で入所契約を締結する際に、合わせて身元保証人等を求める場合には、①契約書などの中に身元保証人等が負う可能性がある義務・役割を具体的に分かりやすく記載し、②身元保証人等の候補者に対して、将来負担してもらう可能性のある義務・役割の内容を十分に説明し、納得してもらった上で、署名してもらうことが必要だと述べました。

後編では、①②について、もう少し詳しい説明を試みたいと思います。

①については、例えば身元保証人等に利用契約終了後に残置物の引き取りを求める場合には、契約終了の連絡をした日から何週間以内に残置物の引き取りをしなければならないか、同期限内に残置物の引き取りが無い場合に介護施設が残置物を処分でき、その費用については身元保証人等の負担とするかどうかなどを、契約書に具体的に明記しておくべきだと思います。

もっとも、①で具体的に記載した身元保証人等の義務や役割の内容が、身元保証人等の経済状況や利用者との関係性などを考慮して社会通念上容認されないほどに過大であると判断される場合などには、その義務の全部又は一部が認められない可能性も否定できませんので注意が必要です。

また、従前、身元保証人等に利用料金の支払いなどの連帯保証を求める際に、連帯保証人が将来的に負う可能性のある金額の上限を定めるようなことはほとんどありませんでした。

※　Copyright (C) 2019 弁護士 長野佑紀　All Rights Reserved
※　本著作物に関する著作権をはじめとした知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為は禁止いたします。
※　本著作物はあくまで原稿作成時の著作者の見解を記したものであり、その内容の信頼性、真実性、適法性等について、当会及び著作者は一切の保証をいたしません。そのため、会員が本著作物を利用する際は、その内容の信頼性、正確性、完成度、有用性などについて自ら判断し、自身の責任とリスク負担のもとで行なうようにして下さい。

しかしながら、保証人の予測可能性を確保するとともに、保証契約の締結時に慎重な判断を求める必要があるとの観点から、2020年4月1日施行の改正民法第465条の2では、1項で「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。」、2項で「個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。」と新たに規定されました。

身元引受人等による利用料金の支払いなどの連帯保証は、改正民法第465条の2第1項の個人根保証契約に該当する可能性が高いことから、今後は連帯保証人が負う可能性のある上限額（極度額）を契約書に明記しなかった場合には、連帯保証人に対して一切の保証の履行を求めることができなくなることが見込まれます。

さらに、同改正民法第458条の2では「保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。」と新たに規定されました。

そのため、連帯保証人から介護施設側に対して、利用者の利用料の支払状況や滞納金の額などの情報提供を求められた際に、介護施設側が情報提供を怠った場合には、連帯保証人から介護施設側に対して損害賠償請求や保証契約の解除がなされる可能性があります。

以上のような民法改正を受け、今後の連帯保証に関する契約書文言としては、例えば以下のような文言が考えられるかと思いますので、1つの案として御参考にして頂ければ幸いです。

第〇〇条（連帯保証人）

1　連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。

2　前項の連帯保証人の負担は、極度額〇〇円を限度とする。

3　連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。

4　連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

また、②については、身元保証人等には本来自らが負わないはずの義務が課されることもあり得る以上、後日のトラブルを回避するため、身元保証人等の候補者に対しては、面前で、十分に時間を掛けて説明した上で、身元保証人等の候補者の自筆による署名を求めるべきでしょう。

そうしておけば、利用者や親族が、他の親族の印鑑を勝手に持ち出して契約書に押印するなどのトラブルを回避することも期待できると思います。

※　Copyright (C) 2019 弁護士 長野佑紀　All Rights Reserved
※　本著作物に関する著作権をはじめとした知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為は禁止いたします。
※　本著作物はあくまで原稿作成時の著作者の見解を記したものであり、その内容の信頼性、真実性、適法性等について、当会及び著作者は一切の保証をいたしません。そのため、会員が本著作物を利用する際は、その内容の信頼性、正確性、完成度、有用性などについて自ら判断し、自身の責任とリスク負担のもとで行なうようにして下さい。

最後になりますが、平成30年8月30日付老高発0830第1号・老振発0830第2号においては、**入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない**という厚労省の見解が明確に示されていますので、仮に今後も身元保証人等を求める場合であっても、この通知への十分な配慮が不可欠となります。

【長野佑紀弁護士のプロフィール】
京都大学法学部、京都大学法科大学院を卒業後、宮澤潤法律事務所〔〒104－0061　東京都中央区銀座1－3－1　銀座富士屋ビル6階　TEL:03－3538－0051〕において、介護施設や医療機関からの法律相談、紛争・訴訟対応を中心に取り扱う。全国各地の介護施設・医療機関の顧問弁護士を務めながら、介護医療業界におけるリスクマネジメントの底上げを目標に活動中。大学、業界団体、学会、自治体、介護施設、医療機関において講演多数。

※　Copyright (C) 2019 弁護士 長野佑紀　All Rights Reserved
※　本著作物に関する著作権をはじめとした知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為は禁止いたします。
※　本著作物はあくまで原稿作成時の著作者の見解を記したものであり、その内容の信頼性、真実性、適法性等について、当会及び著作者は一切の保証をいたしません。そのため、会員が本著作物を利用する際は、その内容の信頼性、正確性、完成度、有用性などについて自ら判断し、自身の責任とリスク負担のもとで行なうようにして下さい。